

知事意見等

106

横浜湘南道路

【環境影響評価準備書に対する知事意見】

I. 総括事項

横浜湘南道路（以下「本件事業」という。）は、高速横浜環状南線に接続する横浜市栄区田谷町を起点とし、新湘南バイパスに接続する藤沢市城南一丁目を終点とする延長約7.5キロメートルの自動車専用道路（以下「計画路線」という。）で、大部分が一般国道1号の地下を利用するトンネル構造となっており、鎌倉市関谷と藤沢市城南の2箇所に換気所が計画されている。

計画路線は、横浜市栄区田谷町、戸塚区小雀町では農業振興地域を、藤沢市城南地区では第一種及び第二種住居地域を高架構造等で通過することとなっている。

また、計画路線周辺は、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの環境基準が未達成の状況にある地域が多く存在している。

したがって、事業の実施に当たっては、次の基本的視点に十分配慮し、周辺環境への影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講じるとともに、供用開始後においても、引き続き、環境の保全に努める必要がある。

- 計画路線周辺では大気環境の環境基準が未達成の状況にあることから、特に、供用時の自動車走行に伴う浮遊粒子状物質について、十分な環境保全対策を講ずる必要がある。
- 供用開始後の大気汚染については、予測評価の対象時点を平成22年としているが、供用時までには社会状況、周辺環境等の変化が想定される。
このように、予測において不確実な要因が多く、また、その影響が現出するのに時間を要することから、さらに監視を続け、予測評価の信頼性を高めるとともに、必要に応じて適切な対策の実施を検討する必要がある。
- 計画路線出入口周辺は、接続道路や既存道路が輻輳していることから、交通混雑等により大気汚染等が引き起こされる可能性があるため、本件事業の実施に当たっては、周辺環境に対する影響について、より一層の軽減が図られるよう配慮する必要がある。
- 本件事業の実施に当たっては、計画路線周辺への影響を可能な限り軽減するために、科学の進歩に対応した最新技術を積極的に駆使するなど最大限の環境保全対策を講じる必要がある。
- 環境影響評価準備書に対し、計画路線周辺の住民から、意見書等により非常に多くの意見、疑問が出されていることから、住民に対し、十分な説明や的確な情報提供等に努める必要がある。

基本的な視点は以上のとおりであるが、各評価項目等についての個別の意見は次のとおりである。環境影響評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

II. 個別事項

1. 大気汚染

(1) 気象観測値の地域代表性について

本件事業のうち、鎌倉市関谷～藤沢市城南一丁目区間の大気汚染の予測に際しての気象観測については、計画路線周辺の明治小学校において四季各一週間の現地調査を行った結果と一般環境測定局である茅ヶ崎市役所の同一期間の観測結果を比較した上で、茅ヶ崎市役所における平成5年度の気象観測値を選定している。

しかしながら、計画路線周辺には、この場所より近い一般環境測定局もあることから、茅ヶ崎市役所以外の一般環境測定局の気象観測値を選定しなかった理由について明らかにすること。

(2) 計画交通量について

計画交通量は、「平成2年度全国道路交通情勢調査」を基に推計されているが、最新のデータにより計画交通量の妥当性について検討するとともに、計画路線の交通量の時間変動係数及び大型車混入率についても、その設定根拠を明らかにすること。

(3) 二酸化窒素の予測等について

ア 二酸化窒素への変換方法

窒素酸化物の予測に当たっては、自動車からの寄与濃度及び将来バックグラウンド濃度を、個々に二酸化窒素の年平均値として求め、それらを合算した値を日平均値の年間98パーセント

値に変換した後、環境基準との比較を行っている。

しかしながら、窒素酸化物と二酸化窒素との関係が非線形であることを踏まえると、窒素酸化物の予測に当たっては、自動車からの寄与濃度及び将来バックグラウンド濃度を個々に二酸化窒素濃度として算出するのではなく窒素酸化物濃度として算出し、それらを合算した値を二酸化窒素の日平均値の年間98パーセント値に変換することにより、環境基準との比較を行うこと。

イ 排出係数

自動車からの寄与濃度の算出に用いている排出係数の算出方法を明らかにするとともに、この排出係数が計画路線に適用できることを明らかにすること。

ウ バックグラウンド濃度の設定等

(ア) 本件事業のうち、鎌倉市閩谷～藤沢市城南一丁目区間の大気汚染の予測に際しての大気汚染の将来バックグラウンドの設定に当たり、硫黄酸化物及び一酸化炭素では一般環境測定局である藤沢市役所の測定値を選定しているが、窒素酸化物では、一般環境測定局である茅ヶ崎市役所の測定値を選定しているため、その理由を明らかにすること。

また、現地調査地点である明治小学校の実測調査時期の妥当性及び「発生源別の寄与率」の算定根拠を明らかにすること。

(イ) 予測時点である平成22年における二酸化窒素のバックグラウンド濃度は、「神奈川県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を基本に推計しているが、県内の窒素酸化物濃度は、当該計画の策定時（平成2年度）と比べても、ほぼ横ばいの状況にあると類推できる。

当該計画については、平成12年度までに中間点検が行われる予定であることから、その後の状況に応じ、予測評価の検証を行い、必要に応じて対策を検討すること。

エ 短期高濃度の予測

逆転層発生等により、高濃度の状態が出現する可能性が高い地点については、新たに予測断面を追加するなどして、短期（1時間）濃度を予測評価し、必要に応じて対策を検討すること。

オ 換気所の対策等

換気所に係る脱硝対策に関して、現時点では建設省等において各種の対策が提案され、検討が進められている状況である。したがって、換気所からの窒素酸化物の濃度などの排出諸元について明らかにするとともに、換気所からの排出ガスが周辺に与える影響を極力少なくするため、工事着手時点における最新の脱硝対策を取り入れるなどにより、最大限の窒素酸化物削減の努力を行うこと。

また、換気所におけるダウンウォッシュを防止する観点から、排出速度を上げることを検討すること。

(4) 浮遊粒子状物質の予測等について

ア 県内の浮遊粒子状物質の濃度は環境基準を超えて経年的に高い水準で推移している状況にある。また、特に、ディーゼル自動車から排出される微粒子状物質（DEP）の健康影響が指摘されるなど、大きな社会的関心が寄せられている。

したがって、供用時の自動車走行に伴う浮遊粒子状物質について、既存のデータ等を参考に排出係数等を適切に設定したうえで予測評価を行うこと。

イ 本件事業は、全線の約7割がトンネル構造であり、沿道の大気汚染対策として一定の評価はできるものの、トンネル内の自動車排出ガスが換気所から集中的に排出されることから、トンネル内又は換気所にサブミクロンレベルの粒子も高効率で捕捉できる集じん機を設置すること。

また、換気所からの浮遊粒子状物質の排出濃度等についても明らかにすること。

(5) 工事中における削減対策について

ア 工事用車両の走行に伴う大気汚染等を軽減するため、工事用車両の延べ走行台数を削減すること。

また、工事用車両について、七都県市指定低公害車を使用するなど、環境負荷の少ない車種を可能な限り使用すること。

イ 工事中の粉じん等の発生及び飛散の防止を図るため、建設機械の適正な使用に努めるなど、作業方法に十分配慮した建設計画を立案すること。

また、工事用車両により発生する粉じんについて、土砂運搬車両に飛散防止カバーの装着を徹底すること及び工事用車両のタイヤ洗浄等を行うことなど、飛散を防止するための有効な措置を講ずること。

2. 騒音

(1) 等価騒音レベルによる予測評価等について

騒音の予測については、中央値（L50）で予測評価が行われているが、予測地点の選定理由

及びに遮音壁等を含む予測断面、掘割半地下部の反射等の予測条件を明らかにし、中高層住宅等高さ方向への影響についても考慮した上で、等価騒音レベル（L Aeq）の予測評価を行うこと。

(2) 工事中の騒音対策について

教育施設等静穏の維持を必要とする施設周辺の建設騒音を低減させるため、騒音発生源となる機械と建物の離隔をできるだけ確保するとともに、運転時間帯、運行速度等に配慮した工事用車両の運行を行うこと。

(3) 高機能舗装対策について

自動車の出入りなどで遮音壁が設置できない箇所については、低騒音舗装等の高機能舗装対策を行うとともに、目詰まり等で効果が低減しないよう適切に管理すること。

3. 振動

(1) 工事中の振動対策について

教育施設等静穏の維持を必要とする施設周辺の建設振動を低減させるため、振動発生源となる機械と建物の離隔をできるだけ確保するとともに、運転時間帯、運行速度等に配慮した工事用車両の運行を行うこと。

(2) 高架構造物の振動対策について

高架構造物の継ぎ目部分は、自動車の走行による振動が大きくなる恐れがあるので、段差が生じないように適正な施工を行うこと。

4. 地盤沈下

(1) 地盤沈下調査等について

地盤沈下及び地下水の変動については、トンネル工事着手前のできるだけ早い段階から、トンネルの位置及び深さのほか、沖積層の分布状況を考慮して調査地点を選定した上で、計測を行うとともに、その結果を施工管理に反映すること。

(2) トンネル工事の工法について

トンネル工事に伴う地盤沈下を小さくするため、地盤改良等の補助工法を採用する等の対策を講じるとしているが、工法等の内容とその影響を明らかにすること。

(3) 土質調査等について

鎌倉市関谷地区等の土かぶりの浅い部分や沖積層が分布している区域では、トンネル工事に先立ち、詳細な土質調査等を実施し、その結果を設計施工に反映すること。

また、地盤沈下の恐れがある地域においては、家屋及び工作物の調査を行うこと。

5. 廃棄物

(1) 産業廃棄物の減量化、再資源化等について

工事施工に当たっては、廃棄物の発生を極力抑制するとともに、発生する汚泥、コンクリート廃材等の産業廃棄物については、減量化、再資源化を積極的に図りつつ、適正な処理を行うこと。

(2) 発生土の処分方法について

発生土の搬出は周辺地域の生活環境へ及ぼす影響が大きく、また、埋立処分場の確保が困難な状況にあることから、搬出先、搬出ルートや発生土の有効利用等の具体的な方策について明らかにすること。

6. 水象

地下掘削に当たっては、地下水の水位低下に起因する周辺の井戸の枯渇化が生じない工法を採用すること。

また、道路面の雨水排水については、河川に著しい負荷を与えないようにすること。

7. 日照阻害

高架構造物等による住宅等への日照阻害の影響が考えられることから、事業の実施段階において、詳細な設計に基づく実日影図により、時刻別日影図、等時間日影図を作成し、その影響を極力緩和するよう検討すること。

8. 植物・動物・生態系

(1) 動物

貴重種又は重要種の動物の選定に当たっては、「哺乳類及び鳥類のレッドリスト」からも選定すること。

また、現地調査によるとオオタカの飛翔が確認されていることから、工事着手前に、「猛禽類保護の進め方」の営巣地確認調査を参考に、営巣の有無を確認し、適切な対応を行うこと。

(2) 生態系

工事帯、工事用道路、資材置き場等の規模を最小限度とし、生物の生育生息環境の改変面積を低減すること。

また、改変区域の復元に当たっては、専門家等の意見を聞くこと。

9. 景観

高架構造物及び栄インターチェンジ・ジャンクションについては、現況の田園風景の景観に影響を与える可能性が高いことから、圧迫感を軽減する観点を含め、デザインや橋脚の位置に配慮するほか、環境施設帯の植栽等の修景についても検討すること。

また、換気所については、近接住居等への圧迫感の軽減及び周辺景観との調和を図るため、意匠、形態、高さ、色彩、外構及び植栽等について、十分配慮すること。

10. その他

(1) 水質汚濁

ア トンネルの洗浄水により公共水域に影響を及ぼさないよう、具体的な処理方法について明らかにするとともに、関係機関と協議のうえ、適正に処理すること。

イ 薬液注入工法の施工に当たっては、その時点における最新の基準・知見に基づき、水質汚濁や土壌汚染等が極力生じないようにすること。

(2) 農地への影響について

計画路線は、農地を通過する箇所もあることから、供用開始後においては、道路構造物により、日照の阻害や道路照明などによる農作物への影響が懸念される。

したがって、事業の実施段階及び供用開始後における調査計画を明らかにすること。

(3) モニタリングの実施等について

供用開始後の周辺環境における大気汚染、騒音・低周波空気振動、振動、地盤沈下及び地下水の状況について、モニタリングを実施することが必要であり、その計画を明らかにすること。

(4) 環境影響評価準備書の記述について

準備書において、用途地域や植物の記載等が異なっている箇所については、修正すること。

付記

1. 地象

斜面の工事に当たっては、斜面の崩壊等を防止するため、十分配慮した工法とすること。

2. 電波障害

本件事業に伴う電波障害については、十分調査を行い、その対策について明らかにすること。

3. 地域分断

工事用車両の走行ルートや、工事・供用に伴い既存道路が分断される箇所を明らかにすること。また、供用に伴う代替道路については、地域間の交流を阻害することがないように十分配慮し、関係機関と協議を行ったうえで決定すること。

4. その他

(1) 危険物等積載車両について

トンネル内における危険物等を積載する車両の通行の可否について明らかにすること。

(2) モニタリングの実施等について

供用開始後の周辺環境における電波障害の状況について、モニタリングを実施する必要があることから、その計画を明らかにすること。

(3) 条例環境影響評価準備書の記述について

条例準備書において、用途地域の記載等が異なっている箇所については、修正すること。

【条例準備書環境影響評価審査書】

Ⅰ 総括事項

事業の実施に当たっては、次の基本的視点に十分配慮し、周辺環境への影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講ずるとともに、供用開始後においても、引き続き、環境の保全に努める必要がある。

○ 条例環境影響評価準備書に対し、計画路線周辺の住民から、意見書等により非常に多くの意見、疑問が出されていることから、住民に対し、十分な説明や的確な情報提供等に努める必要がある。

また、各評価項目等についての個別の審査結果は次のとおりであり、条例環境影響評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

II 個別事項

1. 地象

斜面の工事に当たっては、斜面の崩壊等を防止するため、十分配慮した工法とすること。

2. 電波障害

本件事業に伴う電波障害については、十分調査を行い、その対策について明らかにすること。

3. 地域分断

工事用車両の走行ルートや、工事・供用に伴い既存道路が分断される箇所を明らかにすること。また、供用に伴う代替道路については、地域間の交流を阻害することがないように十分配慮し、関係機関と協議を行ったうえで決定すること。

4. その他

(1) 危険物等積載車両について

トンネル内における危険物等を積載する車両の通行の可否について明らかにすること。

(2) モニタリングの実施等について

供用開始後の周辺環境における電波障害の状況について、モニタリングを実施することが必要であり、その計画を明らかにすること。

(3) 条例環境影響評価準備書の記述について

条例準備書において、用途地域の記載等が異なっている箇所については、修正すること。